

源泉所得税の納付 お忘れなく!



1月～6月に専従者・従業員の給与から徴収した源泉所得税に係る事務手続きの確認をいたします。定額減税については2ページ目に、国税庁の特設サイトのQRを載せました。ぜひご覧ください。

- 対象者** 従業員や専従者へ給与の支払いを行っている方
 - ※「給与支払事務所の開設届出書」を提出された方は給与の支払いがない場合も納付書の提出が必要です
- 持ち物** 源泉徴収簿等の支払給与額と源泉税額がわかるもの
 - ※以前申告会でインターネットを使用して送った方はその控えをお持ちください

覚えといたほうがいい! 税務用語 “源泉徴収”と“納期の特例”

給与を支払った場合、事業主はその支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。これを“源泉徴収”といい、差し引いた所得税は、翌月の10日までに税務署に納めなければなりません。しかし、“納期の特例”という申請書を事前に提出しておく、1月～6月分を7月10日、7月～12月分を翌年1月20日までにまとめて納付することができます。



“特別徴収” (住民税)
5～6月頃に市町村から大きめの封筒で“特別徴収のお知らせ”が届いた方はいらっしゃるいませんか? これは事業主の方(給与支払者)が従業員の方に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただくという案内で“特別徴収”と言います。該当する従業員の方がいる場合は、同封の納付書でお支払いください。

健康診断 予約受付中

病院での受診なので検査項目が充実! 人間ドックも受診可能でしっかり診てもらえる

- 生活習慣病健診**
 - 青色共済加入者 **8,000円**
 - 未加入者 **10,000円**
- 人間ドック**
 - 青色共済加入者 **35,000円**
 - 未加入者 **39,000円**

日時: 8月1日(木)～8月31日(土)
※6、7月にご希望の方は申告会にお問い合わせください
場所: 新町クリニック健康管理センター
受診内容: 同送のチラシをご覧ください
申込方法: 同送の申込用紙(パンフレット裏面)を記入し青色申告会へお申込みください

休館日
6月8日(土)、22日(土)
7月13日(土)、27日(土)
および土曜日の午後、日曜日・祝日
受付時間: 平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00
休館: 第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)

青梅青色申告会・推奨会計ソフト
ジョブカン 青色申告
ソフト代 年額 **5,000円**

- ・インストール、初期設定、入力方法をご案内
- ・決算書、申告書も作成できる
- ・最大65万円の青色特別控除が取れる



青梅青色申告会でお勧めしている会計ソフトです。どのようなソフトなのか実際に見てから決めていただいで大丈夫ですので、ご希望される方は事務局までご連絡ください。

ご登録すると便利です
LINE 公式アカウント
青梅青色申告会

- ・会費などの引落とし案内
- ・決算指導会などのご案内
- ・新型コロナの給付金の情報など

6月1日～7月31日 特別記帳点検月間

定期的な記帳の点検はとっても大切です
間もなく今年も半年が経過します。正確でスムーズな決算書の作成をおこなうためには、こまめな記帳点検が大切です。定期的に記帳する方と、1年まとめて記帳する方では経費に大きな差が出る場合があります。まとめて記帳すると、領収書の紛失や何を購入したかを忘れてしまったりすることが多いようです。ぜひこのあたりで一度、記帳の点検を受けられてはいかがでしょうか。

持ち物 帳面または会計ソフトのデータ、領収書・請求書等の資料
10万円以上の資産の資料ほか

無料相談のお知らせ

税理士 「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の実業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

【実施日】 6月12日(水)、9月11日(水)、10月9日(水)
【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【時間】 各回とも 10～12時/13～16時 (お1人1件1時間)

口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色傷害保険 青色がん保険	保険料はハガキにてご案内致します (2024年5月～10月分)	6月24日(月)

(一社) 青梅青色申告会
〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788
HP: https://www.ome-aioro.com/
受付時間: 平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00
休館: 第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)

あおいろ だより

（一社）青梅青色申告会
VOL. 189 - 令和6年6月号 -

一般社団法人青梅青色申告会 令和6年度通常総会開催

令和6年5月24日(金)15時30分より、西多摩青色申告会館において、令和6年度一般社団法人青梅青色申告会通常総会が開催されました。
総会では、令和5年度事業報告及び決算・監査報告及び役員改選案が審議され原案通り承認されました。本年度も代議員制度による通常総会となり、代議員の方々にご出席いただき、審議致しました。



総会の様子

選任理事(役職名)				監事			
会長	高野 明	常任理事	原島 瑞夫	理事	大鳥 正行	監事	榎戸 美喜男
副会長	本間 祥継	常任理事	秋山 佳久	理事	須崎 大輔	監事	山口 一可
副会長	川久保 勝史	理事	小山 辰美	理事	藤本 昇	監事	松永 健太郎
副会長	岡野 隆博	理事	関口 幹夫	理事	小野 輝彦	顧問	角田 俊一
副会長	中村 経男	理事	土屋 正幸	理事	中川 直人		
専務理事	久保 裕子	理事	岩田 忠久	理事	河邊 勤		
常任理事	堀口 修一郎	理事	廣瀬 定雄	理事	山本 英雄		
常任理事	伊藤 治雄	理事	萩原 慎吾	理事	田中 幸治		
常任理事	加園 高之	理事	山城 康正	理事	渡辺 晃		
常任理事	高橋 正光						

貸借対照表 令和6年3月31日現在

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
(1) 流動資産	67,535,458	60,877,864	6,657,592
(2) その他流動資産	0	121,275	▲121,275
流動資産合計	67,535,458	61,014,056	6,521,402
(1) 特定資産	14,469,480	12,628,201	1,841,279
(2) その他固定資産	1,268,231	1,679,945	▲411,714
固定資産合計	15,737,711	14,308,146	1,429,565
資産合計	83,273,169	75,322,202	7,950,967
II 負債の部			
(1) 流動負債	812,708	238,147	574,561
(2) その他流動負債	0	0	0
流動負債合計	812,708	238,147	574,561
(1) 特定負債	0	0	0
(2) その他固定負債	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	812,708	238,147	574,561
III 正味財産の部			
(1) 指定正味財産	0	0	0
(2) 一般正味財産	64,672,159	59,335,313	5,336,846
正味財産合計	64,672,159	59,335,313	5,336,846

定額減税制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の計算式で計算します

$$\text{減税額（所得税）} = 3\text{万円} \times (\text{納税者本人} + \text{同一生計配偶者}(\ast) + \text{扶養親族の人数})$$

※所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が4.8万円以下の居住者

★事業所得者・不動産所得者に対する実施

- ・予定納税対象者については、予定納税額から減税
- ・確定申告書提出時の所得税額から減税

★公的年金受給者に対する実施

- ・令和6年6月以降に支払われる公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収額から減税

- ・必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

★給与所得者に対する実施

- ・令和6年6月以降に支払われる給与・賞与に係る源泉徴収額から減税

- ・年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

青梅税務署からのお知らせ

定額減税について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。
詳しい内容は「定額減税特設サイト」をご覧ください。



定額減税特設サイト

インボイス制度に関するお知らせ

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2割特例



インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる特例**があります。

2割特例ページ



インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイス
コールセンター **0120-205-553**（無料）
9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

国税庁HPの「[インボイス制度に関する相談窓口一覧表](#)」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した**会計ソフトや受発注システム等のITツール導入**を支援する**IT導入補助金**などの支援策があります。

中小企業庁リーフレット



インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「[インボイス制度特設サイト](#)」に制度の概要、申請手続、申告手続、**令和6年度税制改正（帳簿記載事項の見直し）**に関する情報等を掲載しています。

インボイス制度特設サイト



お問合せの多いご質問についてのコンテンツ



- 「インボイスの記載事項はどんなもの？」
「間違ったインボイスを貰ったらどうしよう？」
こうしたご疑問をお持ちの方は、「[インボイス記載事項チェックシート](#)」や「[マンガでわかるインボイス記載事項](#)」をご覧ください。
- その他お問合せの多いご質問などについて、国税庁HPで掲載しています。
また、主なものについては、**わかりやすく解説をした動画**も掲載しています。

インボイスの記載に関するコンテンツ



お問合せの多いご質問など



登録を受けるかお悩みの方へ



- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。**
- **登録は任意**のため、売上先からインボイスを求められるかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、**インボイスの保存を必要としません。**
- 登録のご検討に当たっては、上記「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している情報や、**税務署で開催している各種説明会・登録要否相談会、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）**などをご活用ください。

オンライン税理士相談

